

郵政民営化委員会（第192回）議事要旨

日 時：平成30年10月25日（木）9：30～10：10

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：岩田委員長、米澤委員長代理、老川委員、三村委員

株式会社かんぽ生命保険 加藤常務執行役、内木場常務執行役、宍戸商品開発部長

1. 議事

- ・ かんぽ生命保険から、新規業務（引受基準緩和型商品及び先進医療特約の創設）の認可申請について説明があり、質疑応答を行った。

2. 委員会での説明・意見等

○ 株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請について【資料192-1】

① 説明の概要

- ・ 健康上の理由から従来の商品に加入できなかった方々にも広く保障を提供するため、引受基準を緩和し、その商品特性に応じて保障内容等を変更した、終身保険、養老保険及びこれらに付加する疾病による入院等を保障する総合医療特約を創設したい。
- ・ 先進医療の技術料の負担に備えたいという顧客ニーズに応え、医療保障における顧客の利便性を更に高めるため、先進医療の療養にかかる技術料と同額を保障する先進医療特約を創設したい。

② 委員からの意見等

- ・ 引受基準緩和型商品について、過去にがんなどの病気が発症し、それが5、6年前に完治しているが、念のため毎年検査をしている場合は、加入できるのか。
（⇒ がん、肝硬変、認知症に限るが、その場合は加入いただけない。ただし、通常の間人ドックを受けているといった場合は加入いただける。）
- ・ 引受基準緩和型商品について、具体的にどのようなネーミング・商品名にするのか。
（⇒ 商品をイメージしていただけるようなネーミングは必要と考えているが、現在、検討中である。）
- ・ 引受基準緩和型商品について、完治後も念のため受診している方は加入できないとの説明があったことから、商品のネーミングや募集時の説明に際し過度な期待をいだかせることのないよう留意していただきたい。
- ・ 先進医療特約について、他社の取扱状況はどうか。また、他社と比較して、かんぽ生命保険の商品に強みはあるか。
（⇒ 医療保障を取り扱っている生命保険会社30社のうち28社で取り扱っている。他社と商品性の違いはなく、後追いで販売するもの。）
- ・ 引受基準緩和型商品の加入年齢は、終身保険で85歳、養老保険で80歳とされている。人生100年時代と言われている中で、加入年齢の引上げ等について検討しているか。

(⇒ 保険料が加齢に伴って引き上がるため、顧客のニーズに応じて検討してまいりたい。)

以上

(注) 議事要旨は事後修正の可能性があることに御留意ください。また、詳細については追って公表される議事録を御覧ください。